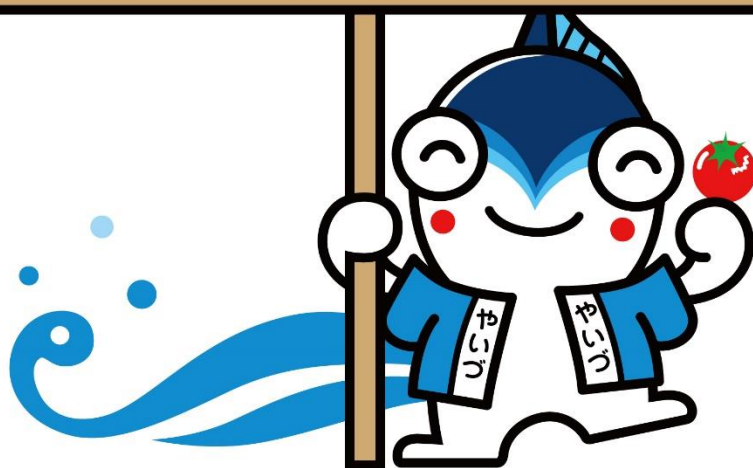


志太広域都市計画事業 会下/島石津土地区画整理事業

仲介手数料
なし！

抽選販売

保留地公売のご案内



【令和7年9月1日現在】

全ての保留地が

子育て世帯等定住促進

住宅取得支援事業

の対象になります。詳しくは資料末尾へ！



焼津市
土地区画整理事業

焼津市 都市政策部 区画整理課

〒425-8502

【問合せ先】 焼津市本町二丁目 16-32 焼津市役所本庁舎 5階 電話 054-626-2167 (直通)

<https://www.city.yaizu.lg.jp/life/urban/urban-develop/egenoshima-sale.html>



ご 案 内

会下ノ島石津土地区画整理事業地区内の保留地(分譲地)を**抽選**にて販売します。

抽選に参加するには、受付期間内に申込手続きが必要です。ご希望の方は次ページ以降の注意事項をよくお読みになり、お申し込みください。




焼津市

会下ノ島石津 地区

未来へ伸び行くまち
えげのしまいしづ

区画整理地内
宅地分譲 焼津市直売物件!

建築条件・仲介手数料なし

お問合せ(売主)
◆焼津市 区画整理課
☎054-626-2167

保留地(分譲地)
No. 〇〇
販売中

[面積]
000.00㎡
(約00.0坪)

YAIZU CITY

この看板が
目印!!



< 目 次 >

	ページ
・ ご案内	1
・ 注意事項・物件一覧	2～4
・ 保留地案内図	5
・ 物件詳細	6～9
・ 抽選参加申込書	10
・ 子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業について	11～12

～ 土地代金のほか、購入者のご負担となる費用など ～

- ・ 市が直接販売する物件ですので、仲介手数料はかかりません。
- ・ 所有権移転登記(換地処分後)申請は、市が直接行います。
- ・ 収入印紙(国税:契約時)、登録免許税(国税:換地処分後)、不動産取得税(県税:おおむね売買契約の翌年度)、固定資産税(市税)の税金は、通常の不動産売買と同様にかかります。
- ・ 建物を建築する際に、建物の構造等により地盤改良が必要となる場合があります。その地盤改良費は、購入者の負担となりますので、あらかじめご承知おきください。

注意事項

1 申込みについて

- (1) 申込受付期間 **令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火)**

午前8時30分～午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※郵送で申込みをする場合は、**締切日必着**

- (2) 申込みできる方

原則としてどなたでも抽選参加の申込みができます。ただし、次のいずれかに該当する方は、申込みができません。

- ① 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- ② 未成年者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑥ 上記④又は⑤に該当する者と密接な関係を有すると認められる者
- ⑦ 買い受けた保留地を、暴力団その他の反社会的な団体及びその構成員等の事務所、宿舍、待機所、駐車場その他のその活動の用に供する施設の敷地として使用しようとする者

- (3) 申 込 方 法

次の書類を、**区画整理課(市役所本庁舎5階)**へ持参いただくか、または郵送してください。

【個人】

- ① 抽選参加申込書
- ② 住民票抄本 1通
- ③ 身分証明書(本籍地が属する市町村が発行するもの) 1通
- ④ 成年後見等の登記がされていないことの証明書(静岡地方法務局で取得可) 1通

【法人】

- ① 抽選参加申込書
- ② (会社・法人の)登記事項証明書(全部事項証明書(履歴事項証明書)) 1通

※ 抽選参加申込書の「申込者」が売買契約の相手方となりますので、実際に資金を出される方の氏名又は名称でお申し込みください。

※ 抽選申し込みは 1世帯又は1法人につき1画地のみ受け付けます。

2 抽選について

- (1) 抽 選 日 時 **令和7年10月6日(月) 午前10時(受付:9時30分から)**

※ 抽選には申込者本人が参加してください。

(代理の方が出席する場合には委任状が必要となります。)

- (2) 抽 選 場 所 **焼津市役所本庁舎5階 会議室5B(5階西側)**

(3) 抽 選 方 法

- ① 抽選は1画地ごとに行い、当選者1名を選出するとともに、それ以外の者全員を補欠者とし優先順位を定めます。ただし、抽選参加者が1名の場合は、抽選は行わず、当該抽選参加者を当選者とします。
- ② 当選者が契約締結期限までに売買契約を締結しない場合は、優先順位が上位である補欠者から繰上げ当選者とします。

(4) 抽選日に持参するもの

- ① 抽選参加票（お申し込みされた方に、区画整理課で発行します。）
- ② 運転免許証、マイナンバーカード等本人であることが確認できるもの（委任された方も同じ）
- ③ 委任状（法人の場合や、やむを得ず本人が参加できない場合）

3 契約について

- (1) 当選者とは契約スケジュールの打ち合わせをさせていただきます。
- (2) ご契約の前に「**暴力団等排除に関する誓約書兼同意書**」を提出していただきます。その後、『保留地売却決定通知書』をお渡しします。
- (3) 『保留地売却決定通知書』を受け取った日から**14日以内に、契約保証金を納付**していただき、**契約締結**となります。契約保証金は**売買代金の10%相当額**です。（契約保証金は、売買代金に充当します。）
- (4) 契約の際にご用意いただくもの
① 契約保証金の領収書 ② 収入印紙 ③ 実印 ④ 印鑑登録証明書
- (5) 契約締結の日から40日以内に売買代金の全額を納付していただきます。

4 その他

- (1) 現状のままお引渡しになりますので、現地をよく確認してお申込みください。なお、全区画で地盤調査（スウェーデン式サウンディング）を実施（区画内1点のみ）しています。データをご覧になりたい方はお申し出ください。
- (2) 売買代金を完納しなければ、保留地を使用することはできません。
- (3) 所有権移転登記は、当土地区画整理事業の換地処分（事業終盤に行います。）後に行いますが、登記に伴う登録免許税は買受人の負担になります。
- (4) 所有権移転登記の完了までは、保留地に係る権利を他人に譲渡する場合は市の承認を受ける必要があります。
- (5) 保留地を担保に融資を受ける場合は、あらかじめ金融機関と相談しておくことをおすすめします。

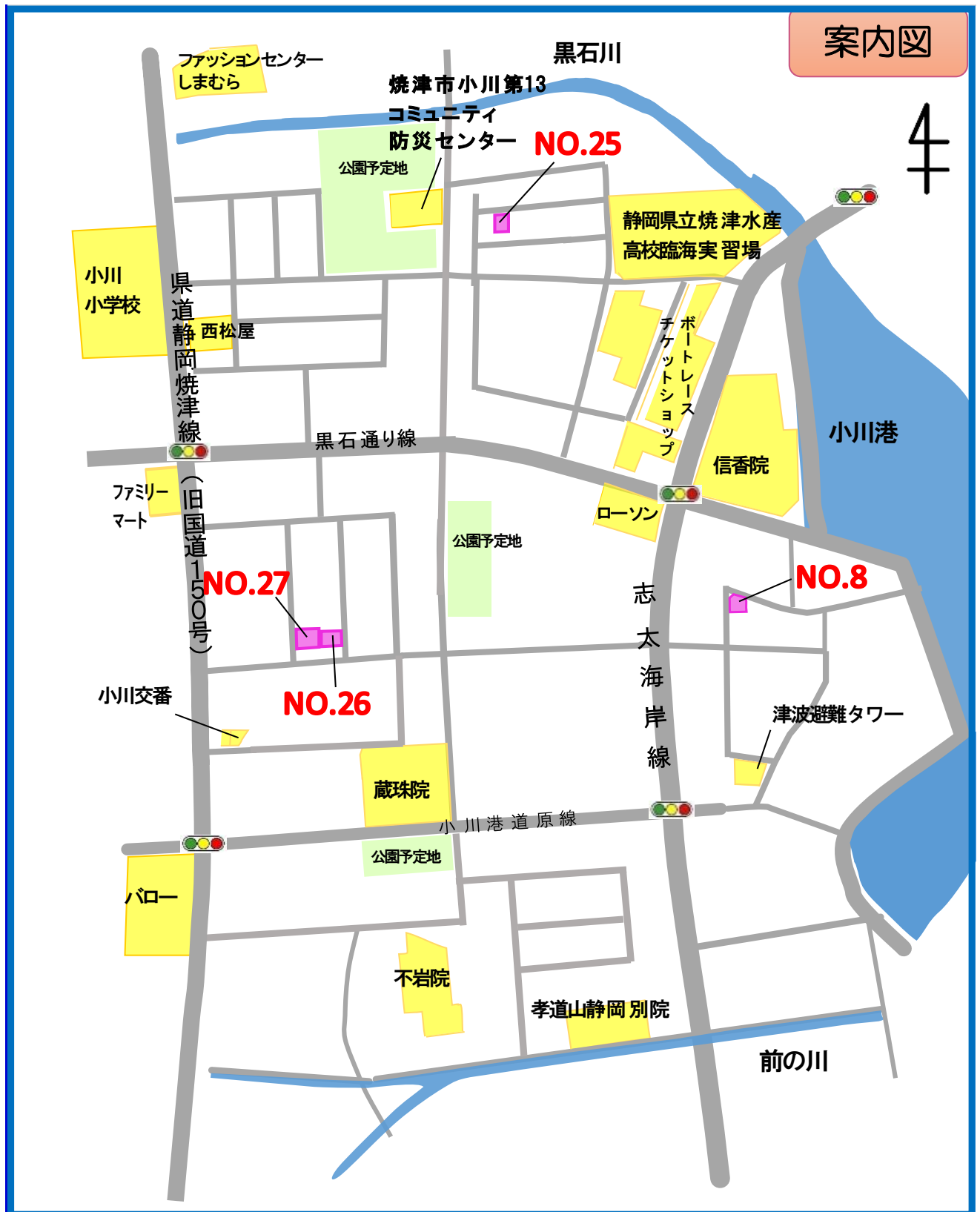
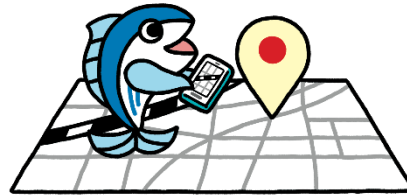
物件一覧

売出番号	面 積	単 価	売却価格	画地条件
No.8	132.24 m² (約 40.0 坪)	約 24,400 円/m ²	3,230,000 円	北西角地 北側 8m 道路沿い 西側 8m道路沿い
No.25	260.11 m² (約 78.7 坪)	約 25,300 円/m ²	6,580,000 円	北向き 6 m道路沿い
No.26	134.83 m² (約 40.8 坪)	約 27,300 円/m ²	3,680,000 円	東向き 6m道路沿い
No.27	212.31 m² (約 64.2 坪)	約 27,000 円/m ²	5,730,000 円	西向き 西側 6m道路沿い

供給処理施設の状況

	状 況	問合せ先等
電 気	引き込み可能	中部電力パワーグリッド (0120-985-232)
上 水 道	引き込み可能	焼津市水道工務課 (054-624-0111)
汚水 雑排水	個別合併浄化槽設置 可能	焼津市区画整理課 (054-626-2167)
都市ガス	引き込み可能	東海ガス都市ガス営業部 (054-643-4111)

保留地 案内図 (略図)



焼津市
えげのしま いしづ 地区

会下ノ島石津土地区画整理事業による保留地（分譲地）の販売

売出 No.8			
所在地	72-1 街区 符号(保留地番号)1		
面積	132.24 m ² (約 40.0 坪)	価 格	3,230,000 円
単 価	約 24,400 円/m ²		
防火地域 準防火地域	黒石川 なし	用途地域	準工業地域
建ぺい率	70%	容 積 率	200%
地区計画	建築物の用途制限・垣又はさくの制限		
学 区	小川小学校・小川中学校		



- ★コンビニまで徒歩3分！
- ★公園予定地まで徒歩4分！
- ★交番まで徒歩8分！
- ★スーパーまで徒歩9分！
- ★バス停（小川小学校前）まで徒歩10分！



焼津市都市政策部区画整理課

電話:054-626-2167

焼津市



えげのしま いるづ 地区

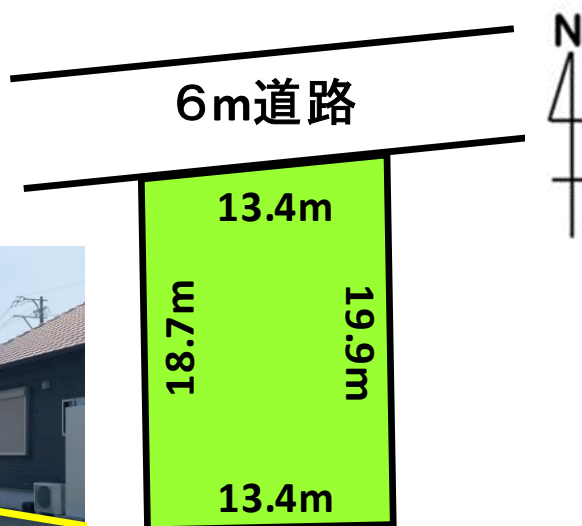
会下ノ島石津土地区画整理事業による保留地（分譲地）の販売

売出 No.25

所在地	14 街区 符号(保留地番号)2		
面積	260.11 ㎡ (約 78.7 坪)	価格	6,580,000 円
単価	約 25,300 円/㎡		
防火地域 準防火地域	なし	用途地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%	容積率	150%
地区計画	建築物の用途制限・垣又はさくの制限		
学区	小川小学校・小川中学校		



- ★公園予定地まで徒歩2分！
- ★ベビー・子供用品専門店まで徒歩5分！
- ★コンビニまで徒歩6分！
- ★バス停（小川小学校前）まで徒歩6分！
- ★小学校まで徒歩8分！



焼津市都市政策部区画整理課 電話: 054-626-2167

焼津市

 えげのしま いるづ

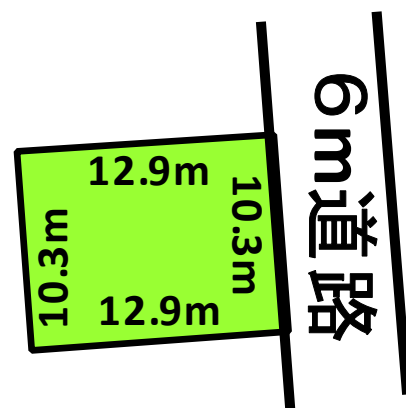
地区

会下ノ島石津土地区画整理事業による保留地（分譲地）の販売

売出 No.26			
所在地	28 街区 符号(保留地番号)8		
面積	134.83 ㎡ (約 40.8 坪)	価 格	3,680,000 円
単 価	27,300 円/㎡		
防火地域 準防火地域	なし	用途地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%	容 積 率	150%
地区計画	建築物の用途制限・垣又はさくの制限		
学 区	港小学校・港中学校		



- ★公園予定地まで徒歩3分！
- ★コンビニまで徒歩4分！
- ★スーパーまで徒歩5分！
- ★バス停(小川小学校前)まで徒歩5分！
- ★ベビー・子供用品専門店まで徒歩6分！



焼津市都市政策部区画整理課

電話: 054-626-2167

焼津市



えげのしま いしづ

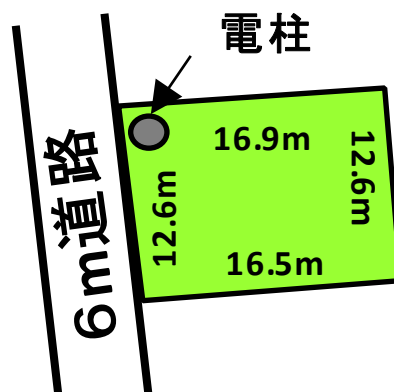
地区

会下ノ島石津土地区画整理事業による保留地（分譲地）の販売

売出 No.27			
所在地	28 街区 符号(保留地番号) 19		
面積	212.31 ㎡ (約 64.2 坪)	価格	5,730,000 円
単価	27,000 円/㎡		
防火地域 準防火地域	なし	用途地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%	容積率	150%
地区計画	建築物の用途制限・垣又はさくの制限		
学区	港小学校・港中学校		



- ★公園予定地まで徒歩3分！
- ★コンビニまで徒歩4分！
- ★スーパーまで徒歩4分！
- ★バス停（小川小学校前）まで徒歩5分！
- ★ベビー・子供用品専門店まで徒歩5分！



焼津市都市政策部区画整理課

電話: 054-626-2167

第1号様式（第4条関係）

抽 選 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

志太広域都市計画事業

会下ノ島石津土地区画整理事業

施行者 焼津市

代表者 焼津市長 中 野 弘 道 様

申込者 住 所

氏 名

電話番号

㊞

志太広域都市計画事業会下ノ島石津土地区画整理事業に係る下記保留地の抽選に参加したいので、焼津市土地区画整理事業保留地処分規則第4条の規定により、抽選参加の申込みをします。

記

街 区 番 号	街 区		
保留地番号	号		
地 積	平方メートル		
受付年月日	受付番号	抽選結果	備 考
※	※	※	※

注：※の欄は記入しないでください。

添付資料 住民票抄本（法人は登記簿謄本）1通

身分証明書及び登記されていないことの証明書

成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者
で復権を得ない者でないことを証明する書類で
官公署の長が発行するもの



焼津市子育て世帯等定住促進 住宅取得支援事業補助金のご案内



住宅購入検討の方必見！

お得な
情報！

最大100万円の助成金

対象：新築住宅・新築住宅（保留地）・建売住宅を取得する場合

焼津市は子育て支援も充実！安全安心な住環境！

焼津市外に住む子育て世帯及び
若者夫婦世帯を対象に、焼津市への
移住、定住を促進するため、住宅取得
に係る費用を助成する制度です。

補助対象となる世帯構成

子育て世帯

夫婦+未就学児の子のいる世帯
父子・母子世帯（子は未就学児）など

※詳細は次ページの要件を確認してください。

若者夫婦世帯

40歳以下の夫婦のみの世帯

子育て世帯

最大 **100万円**

（（土地価格+建物建設費（※））-1,500万円）×10%

若者夫婦世帯

最大 **50万円**

（（土地価格+建物建設費（※））-1,500万円）×10%

※消費税及び地方消費税を含みます。

申請期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日



焼津市 誘致戦略課

お申込み・お問い合わせ等は下記の電話番号までご連絡ください



054-626-9411

静岡県焼津市本町2-16-32
<https://www.city.yaizu.lg.jp/>





要件

新築住宅を取得する場合

令和6年4月1日以降に住宅の取得に合わせ転入又は令和4年4月1日以降に転入し、転入日から継続して賃貸物件に居住している次のいずれかの世帯

●子育て世帯

・夫婦+未就学児の子がいる世帯 ・父子・母子世帯(子は未就学児)

●若者夫婦世帯

・40歳以下の夫婦のみの世帯

※未就学児、40歳以下を判定する基準は「申請日の属する年度の最終日」

例)申請日の年度内(3月31日まで)に就学する児童、41歳の誕生日を迎える方の場合には適用外。

土地・住宅の契約期間

・土地の売買契約日が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間である。

・住宅の売買契約日が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間である。

要件

建売住宅を取得する場合

令和6年4月1日以降に住宅の取得に合わせ転入又は令和4年4月1日以降に転入し、転入日から継続して賃貸物件に居住している次のいずれかの世帯

●子育て世帯

・夫婦+未就学児の子がいる世帯 ・父子・母子世帯(子は未就学児)

●若者夫婦世帯

・40歳以下の夫婦のみの世帯

※未就学児、40歳以下を判定する基準は「申請日の属する年度の最終日」

例)申請日の年度内(3月31日まで)に就学する児童、41歳の誕生日を迎える方の場合には適用外。

住宅の要件、建売住宅の売買契約期間

・建物基準法(昭和25年法律第201号)第7条又は第7条の2に規定する完了検査の日から1年以内のもの

・建売住宅の売買契約日が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間である。

要件

新築住宅(一般保留地)を取得する場合

令和4年4月1日以降に焼津市の住民基本台帳に登録されている次のいずれかの世帯

●子育て世帯

・夫婦+中学生以下の子がいる世帯

・夫婦ともに40歳以下の世帯

・父子・母子世帯(子は中学生以下)

※中学生以下の子の判定日は、令和4年4月1日

満40歳以下の判定日は、令和5年3月31日

土地・住宅の契約期間

・土地(一般保留地)の売買契約日が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間である。

・住宅の売買契約日が令和4年4月1日以降である。